

2025年11月14日

各位

会社名 日本電子株式会社
代表者名 代表取締役社長兼CEO 大井 泉
(コード番号: 6951、東証プライム市場)
問い合わせ先 取締役兼執行役員 金山 俊彦
TEL (042) 543-1111

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年12月4日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 120,000 株
(3) 処分価額	1株につき 5,195 円
(4) 処分総額	623,400,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役（社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。以下、取締役と併せて「対象取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2018年度より導入している「役員報酬BIP信託」（以下「BIP信託」という。）を活用した役員向け業績運動型株式報酬制度の継続および一部改定について 2025年6月26日開催の第78回期定時株主総会において承認を受けております。なお、BIP信託の概要については、2025年5月15日付で公表いたしました「業績運動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、BIP信託の期間延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬BIP信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.23%（小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 513,746 個に対する割合 0.23%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的な内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 11 月 13 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 5,195 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上